

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 27 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 11 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 25 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 3 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 26 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 9 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	10,350,000 8,280,000		2,070,000	27,963	6,692
</					



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊島区東池袋三丁目 6 3 番地 5、6 3 番地 4

建物の名称 パレドール池袋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東池袋三丁目 6 3 番 5 の 1 8

建物の名称 4 0 1

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 4 階部分 20.90 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目 6 3 番 5

地 目 宅地

地 積 480.23 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目 6 3 番 4

地 目 宅地

地 積 82.28 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 385161 分の 2299



物 件 明 細 書

令和 6 年 10 月 17 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 関 谷 久 美

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

賃借権

範 囲 全部

賃借人 株式会社 F Y C

期 限 令和 7 年 1 月 19 日まで

賃 料 月額 59,500 円

賃料前払 なし

敷 金 なし

保証金 なし

特 約 転貸可

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

転借人 A が占有している。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 豊島区東池袋三丁目63番地5、63番地4

建物の名称 パレドール池袋

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 東池袋三丁目63番5の18

建物の名称 401

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 20.90平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目63番5

地 目 宅地

地 積 480.23平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目63番4

地 目 宅地

地 積 82.28平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 385161分の2299



令和6年(ケ)第397号
令和6年8月30日受理
令和6年10月1日提出
(評価人：石川茂夫)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊島区東池袋三丁目63番地5、63番地4

建物の名称 パレドール池袋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東池袋三丁目63番5の18

建物の名称 401

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 20.90平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目63番5

地 目 宅地

地 積 480.23平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目63番4

地 目 宅地

地 積 82.28平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 385161分の2299



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	東京都豊島区東池袋三丁目8番5-401号 パレドール池袋			
建物	物件1			
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
管理費等の状況	管理費等の月額は以下のとおり 管理費 6,590円 修繕積立金 6,200円 円 円 円		令和6年9月6日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計345,330円 令和4年7月分～令和6年9月分 ☒ 遅延損害金（年18.25%） 計68,305円 ☐ 「その他の事項」欄参照	
管理費等の照会先	日本ハウズイング株式会社			
その他の事項				
敷地権	符号1、2			
現況地目	☒ 宅地（符号1、2） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1、2） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日			
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

(占有關係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)

占有範囲		■全部 □		■全部 □	
占有者		□債務者 ■(株)FYC		□債務者 ■A	
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫	
関係人の陳述及び 提示文書の要旨		□陳述(□ ()) ■文書(■回答書、契約書写し)		■陳述(■A(転借人)) ■文書(■契約書)	
占有権原		■賃借 □使用借 □転借		□賃借 □使用借 ■転借	
占有開始時期		平成29年1月20日		令和2年2月17日	
最初の 契約等	契約日	平成28年12月9日		令和2年2月13日	
	期間	平成29年1月20日から ■平成31年1月19日まで 2年間 □期間の定めなし		令和2年2月17日から ■令和4年2月16日まで 2年間 □期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 ■自動更新 □法定更新		■合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の 契約等	期間	令和5年1月20日から ■令和7年1月19日まで 2年間 □期間の定めなし		令和6年2月17日から ■令和8年2月16日まで 2年間 □期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	■所有者 □その他()		□所有者 ■その他(株)FYC	
	借主	■占有者 □その他()		■占有者 □その他()	
賃料・支払時期		毎月金59,500円 (毎月10日限り当月分払) □前払 () □相殺 ()		毎月金60,000円 (毎月27日限り翌月分払) □前払 () □相殺 ()	
敷金・保証金		■ない □ある (□敷金 □保証金) 金 円		■ない □ある (□敷金 □保証金) 金 円	
特約等		□譲渡転貸可 ■転貸可		□譲渡転貸可 □転貸可	
その他		当初の貸主の名称は、(株)FYCの旧商号である「はじめの管理株式会社」		上記賃料のほか月額10,000円の管理費あり	
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官意見」のとおり		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (転借人)	1. 私は、本件建物を㈱F Y Cから賃借（転借）して1人で住んでいます。 2. 当初の契約書が手元にあるので提示します。契約は現在更新されています。本人確認資料として私宛てのガス料金請求書を提示します。 3. ペットは飼っていません。 4. 本件建物に不具合等はありません。
■ B (申立債権者担当者)	1. 私は、本件競売事件の申立債権者である㈱アプラスの従業員で、本件の担当者です。本件の抵当権設定登記時（平成29年1月20日）における融資目的は、投資用収益物件の購入資金であり、当初からサブリース会社が賃貸借契約に関与することが予定されていました。 (令和6年9月30日電話聴取)
■ C (賃借人従業員)	1. 私は、㈱F Y Cの従業員です。当社は、本件建物を所有者から賃借して、Aに転貸しています。その内容は、提出した回答書及び契約関係書類写しのとおりです。 2. Aに対する転貸借契約については、期間を令和6年2月17日から令和8年2月16日までの2年間として合意更新済みです。なお、賃料及び管理費についても従前のとおりで、変更はありません。 (令和6年9月30日電話聴取)

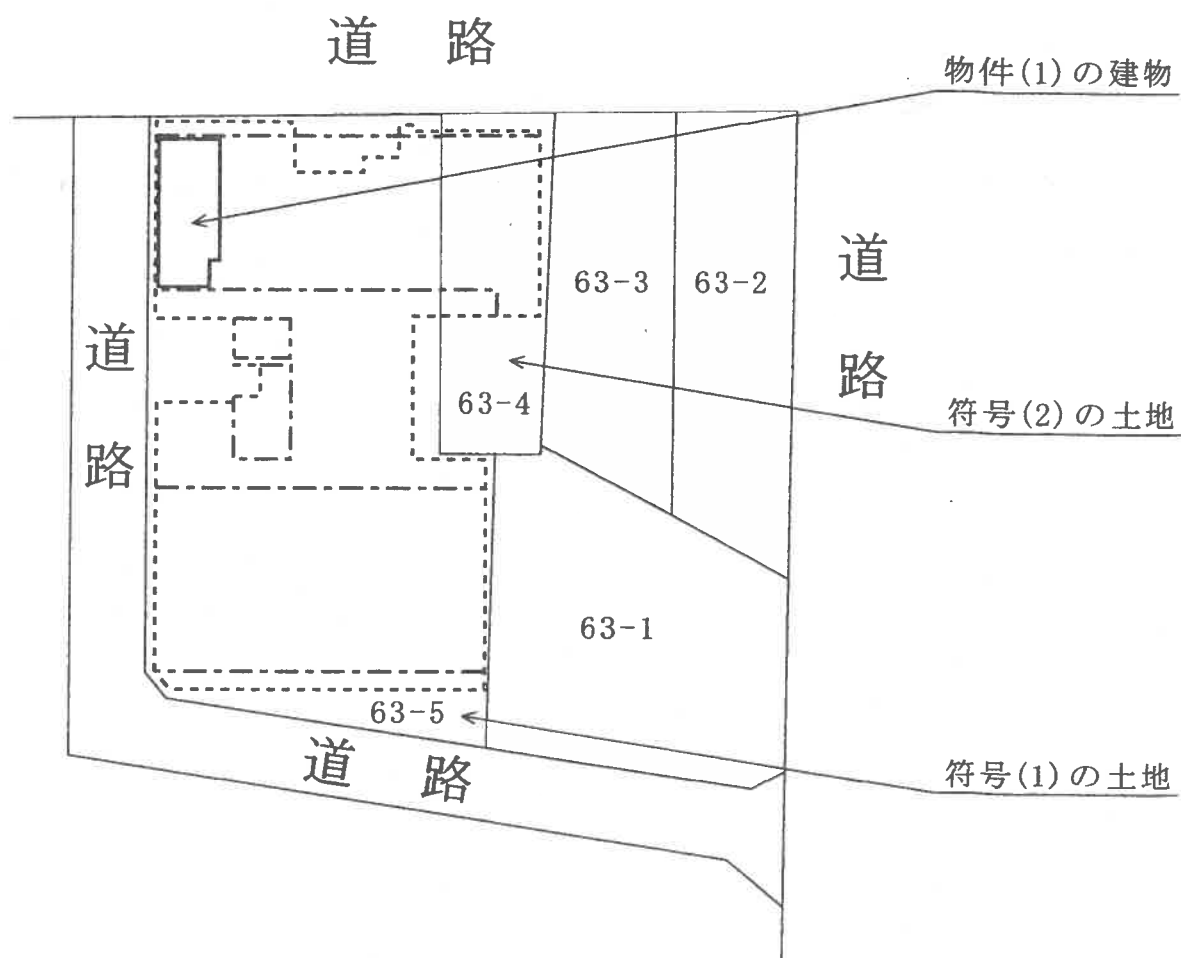
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執行官の意見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件マンションの占有状況等は次のとおりであった。
 - ① 本件マンション1階集合郵便受け及び玄関表札には、いずれも氏名等の表示はなかった。
 - ② 初回臨場時には不在であったが、立入調査時にはAが在宅していた。
 - ③ Aからは賃貸借契約書が提示され、㈱F Y Cからは回答書のほか原賃借及び転賃借についての契約関係書類写しが提出された。なお、所有者に対し、占有に関する照会書を送付したが、現在までの間に回答書の提出等はない。
 - ④ 関係人からは、「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
 - ⑤ Aからは、同人宛ての公共料金請求書が提示された。
 - ⑥ ライフライン調査の結果、水道局から、本件建物の水道供給契約者はAであり、供給開始日は令和2年2月17日である旨の回答書が提出された。
 - ⑦ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されていた。
3. 上記現場の状況、前記関係人の陳述、提出された回答書、賃貸借契約書写し、ライフライン調査の結果等から、本件建物の占有状況等は2枚目及び3枚目に記載のとおりと認められた。

以 上

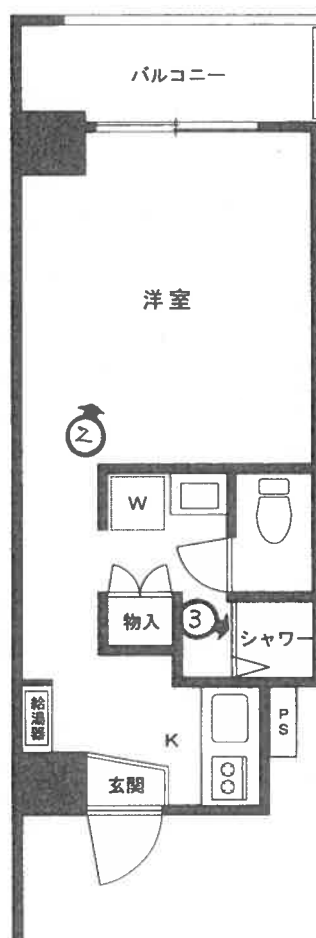
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり



←○: 写真撮影位置と方向



4 0 1



←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和6年（ケ）第397号

令和6年9月18日 現地調査

令和6年10月3日 評価

東京地方裁判所 御中

評価書

評価人 石川 茂夫

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 10,350,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 豊島区東池袋3-8-5 (マンション名、部屋番号) パレドール池袋 401号
番号	特記事項		
	特になし		

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 豊島区東池袋三丁目 6 3 番地 5、6 3 番地 4

建物の名称 パレドール池袋

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 東池袋三丁目 6 3 番 5 の 1 8

建物の名称 4 0 1

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 4 階部分 2 0 . 9 0 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目 6 3 番 5

地 目 宅地

地 積 4 8 0 . 2 3 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 豊島区東池袋三丁目 6 3 番 4

地 目 宅地

地 積 8 2 . 2 8 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1 ・ 2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 8 5 1 6 1 分の 2 2 9 9

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	JR山手線外のターミナル駅である「池袋」駅の北東方約600m（道路距離、徒歩約8分程度）の地点、豊島区東池袋3丁目8番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	事務所ビルや店舗兼マンション等が建ち並ぶ「春日通り」沿いの商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 ①西方の都道から約43m以内 商業地域、建ぺい率80%、容積率800%、防火地域、駐車場整備地区、区画整理事業済み等 ②西方の都道から約43m超 商業地域、建ぺい率80%、容積率700%、防火地域、駐車場整備地区、区画整理事業済み等 ※①の地域に過半が属していると判定される（但し、上記両地域を分けるラインの基準は西方の都道ではないので、正確には区役所で確認のうえ、測量を要する）。
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	562.51㎡ （符号1、2合計） やや不整形 北東側間口約20m・奥行最長約31m 平坦 特になし
接面道路の状況等	北東側で幅員約25mの国道「春日通り」（建築基準法第42条1項1号）に、北西側で幅員約4.1mの区道（建築基準法第42条1項1号）に、また南西側で幅員約4.2mの区道（建築基準法第42条1項1号）に接面する三方路地である。なお北東側国道は都市計画道路であるが拡幅事業済である。	
土地の利用 状況等	物件1を含む後記一棟の建物の敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設 （基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている）	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
敷 地 権 の 表 示 （ 符 号 1 、 2 ）	敷 地 権 の 種 類 敷 地 権 の 割 合	所有権 385,161 分の 2,299
特 記 事 項	特になし	

2. 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	パレドール池袋	
建物の用途	共同住宅・店舗（103戸・・・パンフレットによれば住居87戸、店舗・事務所16戸）、立体駐車場	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和59年2月6日新築 約41年 約19年
構造・延床面積	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建 4,202.41㎡	
仕様	外壁 その他	タイル、吹付け等 なし
設備等	エレベーター、宅配ボックス、管理人室、立体駐車場等。なおエントランスドアは後付けの鍵が付設されており、管理人が勤務中は施錠されていないが、施錠されている場合の開錠には鍵が必要であり、一般的なオートロックのようにはなっていない。	
建物の品等	やや低位	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり 日本ハウズイング株式会社 委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	建築年代から、アスベスト含有材が使用されている可能性は否定できないものと判定した。	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位 置	4階部分 (401号室) 主要開口部の方位： 北東方 (角部屋であるが窓は北東方のみ)	
床 面 積	専 有 面 積	20.90㎡
	共用部分を含む 現況床面積	24.90㎡
間 取 り	ワンルーム	
バルコニー等	北東側にバルコニーがある。	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備	ビニールクロス等 CF等 ビニールクロス等 ミニキッチン (コンロはない)、シャワー室、洗面、トイレ等
保守管理の状態	クロス、床材 (CF) の張替に加えて、シャワー室、トイレ、洗面、洗濯機置場がリフォームされていると判定され、室内の状況等は概ね普通である。リフォーム時期は不明であるが、転借人が入居した令和2年2月の時点できれいな状態であったとのこと。	
管 理 費 等	管理費 積立金 滞納額等 遅延損害金	6,590 円 (月額) (令和6年9月6日現在、以下同じ) 6,200 円 (月額) 345,330 円 68,305 円 (年利18.25%)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	下記〈建物の占有者等の状況一覧〉記載のとおり。	
特 記 事 項	特になし	

〈建物の占有者等の状況一覧〉

賃貸借契約の概要

賃貸人等	賃借人等	占有開始日	現契約期間	月額賃料	預り金等
所有者	(株)FYC	H29.1.20	R5.1.20 └ R7.1.19	59,500 円	なし
占有権原は賃借権。賃借人が転貸目的で賃借し、下記転借人に転貸している。					

転貸借契約の概要

転貸人等	転借人等	占有開始日	現契約期間	月額賃料	預り金等
(株)FYC	個人	R2.2.17	R6.2.17 └ R8.2.16	60,000 円	なし
占有権原は転借権。転借人が転借し、居宅として使用している。 別途管理費月額10,000円あり。					

第5 評価額算出の過程

目的物件は、都心におけるワンルームタイプのマンションであり、また最先順位の抵当権に優先する賃借権が付着した建物であるので、買受人が、収益用不動産として保有することが社会的・経済的観点から一般的に合理的と判断されるため、本件では積算価格に加え収益価格を求め、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積(㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格(円) エ
380,000	× 24.90	× 0.29	= 2,740,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率

- ・ 経過年数約 41年、 経済的残存耐用年数約19年、 観察減価率 10%（建物の状況等を考慮）
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数÷（経過年数＋経済的残存耐用年数）×（1－観察減価率）

現価率＝ 19年 ÷ （ 41年 ＋ 19年 ） × （ 1－ 0.10 ） ＝ 0.29 （小数第3位を四捨五入）

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
2,050,000	× 1.04	× 562.51	× 1.00	× 2,299 / 385,161	= 7,160,000

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行、規模等）等が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 「 豊島5-20 」

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格等)} & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & \text{(規準価格)} & & \\
 1,970,000 \text{ 円/㎡} & \times 105 / 100 & \times 100 / 105 & \times 100 / 96 & = 2,050,000 \text{ 円/㎡} & & \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：角地を考慮した。

地域格差：公示地等の地域は環境条件で優るが、街路、交通接近、行政的条件で劣ることを総合的に勘案した。

イ 個別格差：三方路地による増価と、基準容積率の減価等を総合的に考慮した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：不要と判定した。

オ 敷地権の割合：登記記載による敷地権の割合による。

カ 敷地権価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格 補正 ウ	個別 格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格 (円) カ
(2,740,000	+ 7,160,000)	× 1.30	× 1.06	× 1.00	= 13,640,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 敷地権価格：前記1②カ

ウ 価格補正：同一マンション並びに周辺類似のマンション取引水準を斟酌して判定した。

エ 個別格差：
 階層別補正・・・・・・ 0.97 （7階＝1.00）
 位置別等修正・・・・・・ 0.99 方位、角部屋（但し窓は北東のみ）を考慮した。
 その他・・・・・・ 1.10 リフォームを考慮した。
 相乗積 0.97 × 0.99 × 1.10 = 1.06 （小数第3位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算

目的物件は、最先順位の抵当権に優先する賃借権が付着した建物であるので、現行の賃貸条件を所与として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を以下の通り求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正 味 復 帰 価 格 の 現 価					収 益 価 格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格※1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複利 現価率 ※2 オ	正味復帰 価格現価 エ×オ=カ	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
円 1,473,472 (10.8 %)	円 523,920	% 3.8	円 13,373,747	0.9072	円 12,132,663 (89.2 %)	円 13,610,000 (100 %)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格(イ÷ウ)の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.3\%)^3 = 0.9072 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

- ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。
- イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。
- ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。
- エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。
- オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。
- カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。
- キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

両試算価格は概ね同水準の値が得られたが、目的物件は都心におけるワンルームタイプのマンションであり基本的に収益性を重視して価格形成されるものと判定されることに加え、本件は最先順位の抵当権に優先すると判定される賃借権が付着しているため、本件においては収益価格を重視し、積算価格を相応に勘案することを相当と判断して、調整後の価格を以下のとおり評定した。

①積算価格	13,640,000 円
②収益価格	13,610,000 円
③調整後の価格	13,620,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 (円)	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費 等相当額の 減価	その他の 控除(敷金 等) (円)	評価額 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
13,620,000	× 1.0	× 0.8	× 0.95	- 0	= 10,350,000

ア 調整後の価格： 積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正： 特になし

ウ 競売市場修正： 「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 滞納管理費等及び代金納付に至る間の予想滞納相当額を考慮した修正を行った。

オ その他の控除（敷金等）： 本件はない。

カ 評価額： 1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (豊島5-20)

所 在 : 豊島区東池袋3丁目67番6 「東池袋3-12-12」

価 格 : 1,970,000 円/㎡

位 置 : 「池袋」駅、道路距離約700m

価 格 時 点 : 令和6年1月1日

地 積 : 502㎡

供給処理施設 : ガス、水道、下水

接 面 街 路 : 南東 15.0m 区道、南西側道

用 途 指 定 等 : 商業地域、建ぺい率80%、容積率700%、防火地域等

地 域 の 概 要 : 中高層の店舗兼事務所ビル等が建ち並ぶ商業地域

第7 附属資料

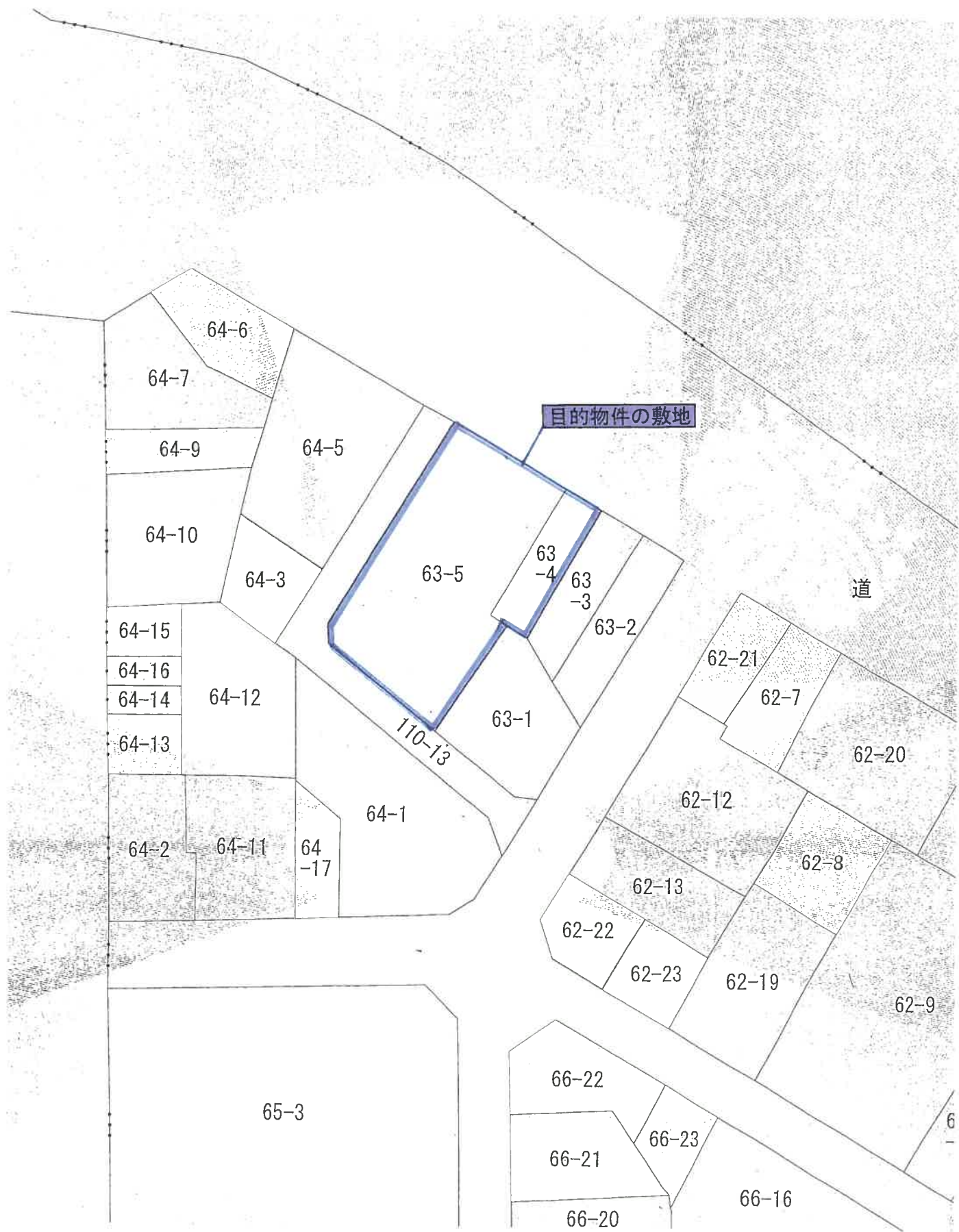
位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和6年10月3日
評価人 不動産鑑定士
石川 茂夫



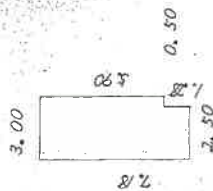
公 図 写 1 : 600



登記年月日：昭和59年2月20日

これは図面に記録されている内容と証明した書面である。
(東京法務局豊島出張所管轄)
令和6年6月14日 東京法務局

各階平面図



$3.00 \times 5.90 = 17.7000$
$2.50 \times 1.28 = 3.2000$
計 20.9000
床面積 20.90 m^2

単位：m

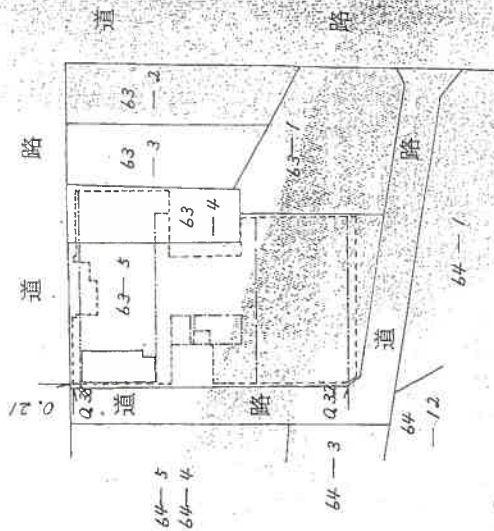
建物図面

東池袋3丁目
63番5の18

家屋番号
建物の所在

豊島区東池袋3丁目63番地5・63番地4

建物の存する部分 4階
建物番号 401



85611

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

昭和59年2月20日

地図整理番号：W73444

建物図面・各階平面図（写）

※A3をA4に縮小しています※